

別表十二(九)

「23」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

①

原子力発電施設解体準備金の損金算入に関する明細書

事業年度 又は連結 事業年度	・ ・	法人名	()
----------------------	--------	-----	-----

別表十二(九) 平二十九・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

特定原子力発電施設の名称	1		期首原子力発電施設 解体準備金の金額	18			
積立期間	2	昭 平 平	翌 期	解体費用を支出した 場合の益金算入額	19		
当期積立額	3	円					
積立 限度 額の 計算	当期末の解体費用見積額	4	繰 越 金 算 入 の 計 算	益 金 算 入 額	20		
	累積限度基準額 (4) × $\frac{90}{100}$	5				累積限度超過額 (17)	
	前期以前の損金 算入額の合計額 (前期以前の(23)の合計)	6				その 他 の 場 合 に よ る 益 金 算 入 額	21
	前期以前の積立限度 超過額の合計額 (前期以前の(11)の合計)	7					
前期以前の累積限度 超過取崩額の合計額	8	計 (19) + (20) + (21)	22				
計 (6) + (7) - (8)	9						
積立限度額 (5) - ((9) × $\frac{90}{100}$) × $\frac{\text{当期の月数}}{\text{当期以後の積立期間の月数}}$	10		の 計 算	当 期 積 立 額 の う ち 損 金 算 入 額 (3) - (11)	23		
積立限度超過額 (3) - (10)	11						
累 積 限 度 超 過 額 の 計 算	累積限度基準額 (5)	12	貸 借 の 明 細	貸借対照表に計上されている 原子力発電施設解体準備金	25		
	前期以前の損金算入額の合計額 (前期以前の(23)の合計)	13					
	益金算入額の合計額	14					
前期以前の累積限度 超過額の合計額 (前期末までの(17)の合計)	15		額 の 分 明 細	当期に生じた差額の合計額 (11) + (27)	28		
差引原子力発電施設 解体準備金の金額 (13) - (14) - (15)	16						
当期累積限度超過額 (16) - (12)	17		前 期 以 前 分	前期末における差額 (前期の(26))	29		

「23」欄

- 原子力発電施設解体準備金の損金算入を適用している場合
- ① 「租税特別措置法の条項」欄：「第68条の54第1項」※1又は「第68条の54第8項」※2
 - ② 「区分番号」欄：「10196」
 - ③ 「適用額」欄：「23」欄の金額

※1 ※2に該当するもの以外
※2 適格分割等に伴い、損金算入の適用を受ける場合